

## 事業者向けFAQ（よくある質問）

※今後、順次内容の充実を図るとともに、内閣府HPに掲載する予定



## 目 次

### 【幼稚園に関すること】

- Q 1) 利用者の希望・選択が尊重される仕組みになるのですか。共働き家庭は幼稚園が利用できなくなるのでしょうか。
- Q 2) 新制度に入らない（施設型給付を受けない）私立幼稚園の取扱いはどうなるのですか。質改善による充実は、私学助成についても実施されるのでしょうか。
- Q 3) 応諾義務との関係で、選考はどのような場合に認められるのですか。また、受け入れを拒否することができる「正当な理由」に該当するのはどのようなケースがあるのでしょうか。
- Q 4) 私立幼稚園の利用者負担は増えるのですか。また、それはいつ決まるのでしょうか。
- Q 5) 幼稚園等の認定こども園への移行の意向は尊重されるのですか。人口減少地域でも移行できるのでしょうか。
- Q 6) 新たな幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園の違いはなんですか。
- Q 7) 公立幼稚園が新制度に入らないという選択肢はあるのですか。
- Q 8) 幼稚園での預かり保育はできなくなるのですか。
- Q 9) いわゆる附則 6 条園（旧 1 0 2 条園）はどうなるのですか。施行時に「みなし確認」を受けなければ、給付対象にならないのでしょうか。

### 【保育所に関すること】

- Q 1 0) 幼保連携型認定こども園と保育所型認定こども園との違いはなんですか。
- Q 1 1) 保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合、必ずしも 1 号定員を設定しなくてもよいと聞きましたが、本当ですか。認定こども園であるにもかかわらず、1 号定員の設定を必須としないのは何故なのでしょう。
- Q 1 2) 保育所型であっても、認定こども園になった場合には、保育を必要とするこどもについても直接契約となるのですか。

Q 1 3) 保育標準時間認定の子どもに係る公定価格の水準はどのようなのですか。

Q 1 4) 保育短時間認定の子どもに係る公定価格の水準はどのようなのですか。

Q 1 5) 保育所に対する施設整備費補助はどのようなのですか。また、公定価格における減価償却費加算との関係はどのようなのでしょうか。

#### **【その他 認定こども園に関すること】**

Q 1 6) 認定こども園は土曜や長期休業期間も全て開園する義務があるのですか。また、毎日11時間開所しなければならないのでしょうか。

Q 1 7) 認定こども園は3歳未満児を受け入れなければならないのですか。

Q 1 8) 認定こども園においては、保育認定子どもを选考し、直接契約することができなくなるのですか。

Q 1 9) 今回、幼稚園の公定価格上の職員配置基準として、4・5歳児については30：1、3歳児については20：1とする方針が示されましたが、従来、35：1と定められていた認定こども園の短時間利用児の職員配置基準の取扱いはどのようなのですか。

Q 2 0) 幼保連携型認定こども園とそれ以外の種類の認定こども園では公定価格に差は出るのですか。

Q 2 1) 認定こども園において給食の実施は義務づけられるのですか。

Q 2 2) 幼保連携型認定こども園を運営する法人の一本化に伴い転籍する職員の退職金はどのようなのですか。

#### **【一時預かり事業に関すること】**

Q 2 3) 保育緊急確保事業における一時預かり事業では、どのような内容の充実が図られるのですか。

#### **【利用者支援事業に関すること】**

Q 2 4) 利用者支援事業の創設に伴い、これまで実施されてきた地域子育て支援拠点事業

はどうなるのですか。

Q 2 5) 地域子育て支援拠点事業「地域機能強化型」の「地域支援」機能は利用者支援事業に引き継がれるのですか。

Q 2 6) 事業に従事するに当たり、職員は必ず研修を受講しなければならないのですか。

Q 2 7) 今後、事業実施要綱以上に詳しい内容を国から示す予定はありますか。

**【放課後児童クラブに関すること】**

Q 2 8) 子ども・子育て支援新制度では、放課後児童クラブについては、どのような内容の充実が図られるのですか。



## 【幼稚園に関すること】

Q 1) 利用者の希望・選択が尊重される仕組みになるのですか。共働き家庭は幼稚園が利用できなくなるのでしょうか。

新制度は、保護者等のニーズとその選択に応じた多様かつ総合的な子育て支援を進めることを目的としており、共働き家庭の幼稚園利用の希望にも応えられるような制度設計を行っています。

具体的には、夫婦ともにフルタイム勤務であるなど、客観的には保育認定を受けることができる場合であっても、保護者が幼稚園の利用を希望する場合には、その選択により、幼稚園を利用することが可能な仕組みとしています。この場合は、教育標準時間認定（いわゆる1号認定）を受けて教育標準時間に係る施設型給付を受けつつ、教育標準時間の前後の預かりニーズについては、「幼稚園型」の一時預かり事業を利用することが基本となります。

Q 2) 新制度に入らない（施設型給付を受けない）私立幼稚園の取扱いはどうなるのですか。質改善による充実は、私学助成についても実施されるのでしょうか。

新制度に入るか否か（施設型給付を受けるか）は、各幼稚園の判断に委ねることとしています。また、新制度への移行は、制度施行初年度だけでなく、いつでも可能な柔軟な仕組みとしています。

新制度に入らない幼稚園に対する財政支援は、現行どおり、私学助成及び保護者への就園奨励費補助で行うこととなりますが、子ども・子育て関連3法案に対する国会の附帯決議で「施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実にも努めるものとする」とされていることも踏まえ、これらの財政支援の充実にも努めていくこととしています。

ただし、消費税増収分は社会保障4経費に充てることとされており、私学助成はこの対象になっていないため、私学助成の充実は、この消費税増収による質改善とは別途、毎年の予算編成過程で検討することとなります。

Q 3) 応諾義務との関係で、選考はどのような場合に認められるのですか。また、受け入れを拒否することができる「正当な理由」に該当するのはどのようなケースでしょうか。

幼稚園や認定こども園を利用する教育標準時間認定子どもについては、保護者が幼稚園等に直接利用を申し込み、契約に基づき利用を開始することとなります。

契約に先立って、幼稚園等はあらかじめ、保護者に対して、運営規程の概要（目的・運営方針、教育保育の内容、職員体制、開所日・時間、利用者負担等）などについて事前説明を行い、同意を得たうえで、教育・保育の提供を行うこととしています。

こうした事項については、情報公表の対象にもなっていることから、保護者は事前に情報収集したうえで、必要に応じて複数の施設の説明を受けたうえで施設を選択し、申し込みを行うこととなります。

施設・事業者は、保護者から正式の利用申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないとされており、「正当な理由」については、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申し込みがあった場合、③その他特別な事情がある場合などを基本としています。

定員を上回る利用の申し込みがあった場合は、各園で選考を行うことが可能ですが、

①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考等の方法により、あらかじめ選考方法を明示したうえで行うことが求められます。

「その他特別な事情がある場合」については、今後、

- ・特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受入れ能力・体制との関係
- ・利用者負担の滞納との関係
- ・設置者・事業者による通園標準地域の設定との関係
- ・保護者とのトラブルとの関係

などについて、慎重に整理したうえで、その運用上の取扱いについて示して行く予定としています。

Q 4) 私立幼稚園の利用者負担は増えるのですか。また、それはいつ決まるのでしょうか。

新制度における利用者負担は、国で定める基準を限度として、各市町村が定めることとしており、同一市町村内で教育標準時間認定を受けて私立幼稚園に通う子どもの利用者負担額は、同じ所得状況であれば、同じ額となります。

この国の定める基準は、現行制度ベースの負担水準を基に検討することとしており、具体的に、私立幼稚園については、就園奨励費補助事業における国の補助基準（保育料・入園料の全国平均を基に所得段階別に設定）を踏まえて、補助を受けた後の「実費負担額」をベースに設定することとしており、現行と比べて利用者負担が重くなることは、一般的には少ないものと考えます。

国基準は最終的には平成27年度の予算編成過程で決定されますが、各市町村では現行制度ベースの「実費負担額」の水準をもとに、各市町村における利用者負担額の検討を進めることとなります。

なお、各私立幼稚園では、現行制度ベースの「実費負担額」の水準（各市町村が定める



額が決まっている場合は当該市町村が定める額)を前提として、公定価格では賄うことができない費用等がある場合には、その額や徴収方法などを検討し、園児募集の際に保護者に説明した上で、「上乗せ徴収」として徴収することとなります。(新制度での上乗せ徴収は、理由の開示と保護者への説明・同意が条件)。

Q 5) 幼稚園等の認定こども園への移行の意向は尊重されるのですか。人口減少地域でも移行できるのでしょうか。

認定こども園への移行を促進するため、25年8月にお示しした「基本指針の概ねの案」においては、幼稚園等が認定こども園への移行を希望する場合には、幼稚園等が認定こども園の認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定が行われるよう特例を設けています。

なお、この特例が適切に実施されるよう、25年12月と26年4月に事務連絡を发出し、都道府県等に対して周知を行っています。

(参考)

- ・幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整に係る特例措置の再周知について(依頼)(平成25年12月18日事務連絡)
- ・認定こども園への移行について(平成26年4月1日事務連絡)

Q 6) 新たな幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園の違いはなんですか。

主な相違点は以下の通りです。(ただし、幼稚園型認定こども園の設備・運営基準は参酌基準であり、都道府県の条例等により、これと異なる場合があります)。

(法的性格)

新たな幼保連携型認定こども園(以下、単に「幼保連携型認定こども園」という。)は、幼保連携型認定こども園として認可を受けた施設であり、認定こども園法に基づき「学校」と「児童福祉施設」の両方に位置付けられます。一方、幼稚園型認定こども園は学校教育法に基づく「学校」です。このような違いはあるものの、いずれも教育基本法上の「法律に定める学校」である点は同じです。

(認可・認定権限)

幼保連携型認定こども園の場合、都道府県及び政令指定都市、中核市から認可を受けることが必要です。一方、幼稚園型認定こども園の場合は、都道府県から、幼稚園としての認可と保育機能を有することの認定の2つの認可・認定を受けることが必要です。

(職員の資格)

幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが原則です(但し、新制度施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができる経過措置あり)。

一方、幼稚園型認定こども園においては、満三歳以上の子どもの保育に従事する場合は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが望ましいが、いずれかでも可としています(但し、学級担任は「幼稚園教諭免許状」を有しなければならない。また、長時間利用児の保育に従事する者は「保育士資格」を有しなければならない)。また、満三歳未満に満たない子どもの保育に従事する場合は、「保育士資格」を有することが必要です。

(園長の資格)

幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その園長は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者であることが必要です(但し、これと同等の資質を有する者も認める)。

一方、幼稚園型認定こども園の園長は、「幼稚園教諭免許状及び5年の教育職経験」又は「10年の教育職経験」を有することが原則です(但し、同等の資質を有する者も認める)。

なお、幼保連携型認定こども園は学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であることから、園長は1人となります。

(施設設備基準)

幼保連携型認定こども園の認可基準については、新規に策定することとしています。幼稚園等の既存施設から移行する場合の特例についても定める予定です。

幼稚園等の既存施設から移行する場合、調理室を含め、幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園とでは、基本的には施設設備基準に違いを設けない方向で検討を進めています(給食の実施義務については、Q21参照)。

この他、土曜や長期休業期間の開所の義務や3歳未満児の受け入れ義務等については、幼稚園型認定こども園は、幼保連携型認定こども園と比べて、より地域の実情等に応じた弾力的な対応が可能と考えています(Q5、16~18、21参照)。

Q7) 公立幼稚園が新制度に入らないという選択肢はあるのですか。

市町村は、住民の教育・保育に係る需要量を的確に把握し、それに応じた供給体制を確

保する責務を有しています。

市町村が自ら設置者となっている公立の幼稚園について、あえてこの制度の対象としないという選択肢を取ることは基本的には想定されず、私立施設を運営する事業者との円滑な関係性を構築する観点や住民に対する説明の観点からも、基本的には取り得ない選択肢と考えています。

Q 8) 幼稚園での預かり保育はできなくなるのですか。

従前どおり行うことができます。

実施する場合の財政支援については、基本的には、

- ・新制度に移行する幼稚園については、市町村の行う地域子ども子育て支援事業のひとつである「一時預かり事業（幼稚園型）」
- ・私学助成に残る幼稚園については、私学助成による預かり保育への補助

を想定しています。

新制度での「一時預かり事業（幼稚園型）」については、基本的に、在籍園児を対象として行う教育時間前後の預かり保育活動に対して、市町村が事業受託又は補助を受けます。この市町村は在籍園児の居住地市町村を想定しており、市町村との事業実施に係る契約等が必要となることから、市町村における現状把握と、幼稚園側からの市町村への働きかけが必要となってくるものと考えられます。

新制度に移行した幼稚園が、仮に、市町村からの一時預かり事業（幼稚園型）の受託等を受けられなかった場合には、引き続き私学助成の預かり保育補助の補助対象とすることも想定していますが、できる限り、一時預かり事業へ円滑に移行できるよう支援していくこととしています。

Q 9) いわゆる附則 6 条園（旧 1 0 2 条園）はどうなるのですか。施行時に「みなし確認」を受けなければ、給付対象にならないのでしょうか。

新制度の施設型給付等の給付を受ける特定教育・保育施設については、法律に基づき、市町村の確認を受ける必要がありますが、この条件の一つとして、法人格（法人の種類（学校法人、宗教法人、社会福祉法人、一般財団法人等）は問われない）を有することが法律上求められています。

しかしながら、学校教育法附則第 6 条（改正前の同法附則第 1 0 2 条）に基づき設置されている個人立幼稚園については、子ども・子育て支援法の施行の際現に存するものが同法附則第 7 条の規定による「みなし確認」を受けられる場合に限り、法人格を有さなくても新制度の給付対象となることができる特例が設けられています。

この特例は、同法施行時の「みなし確認」の時点のみに適用されることから、

- ・「みなし確認」の辞退をしたあとに確認を受けようとする場合
- ・「みなし確認」を受けたあとに同法第 31 条第 1 項に掲げる教育・保育施設の区分を変更する場合

は、この特例の対象とならず、法律上は法人格の取得が必要となります。

なお、「みなし確認」を受けた幼稚園が認定こども園に移行する場合には、引き続き給付対象の施設とすべきとの意見・要望が寄せられているところ、どのような対応が可能かについては、法制的見地も含め、引き続き検討していきたいと考えています。

なお、既に「みなし確認」を受けて、新制度の対象施設として経営してきた個人立の施設が、当該個人の死亡等により親族が承継し、設置者の変更が生じる場合には、給付を受ける施設としての同一性が維持されていると考えられることから、確認を受け直す必要はなく、引き続き給付を受ける施設として存続することとなります。

### 【保育所に関すること】

Q 10) 新たな幼保連携型認定こども園と保育所型認定こども園との違いはなんですか。

(法的性格)

新たな幼保連携型認定こども園（以下、単に「幼保連携型認定こども園」という。）は、幼保連携型認定こども園として認可を受けた施設であり、認定こども園法に基づき「学校」と「児童福祉施設」の両方に位置付けられます。一方、保育所型認定こども園は、保育所としての認可を受けた施設であり、法律上は児童福祉施設に位置付けられますが、「学校」としての法的位置付けはありません。

(認可・認定権限)

幼保連携型認定こども園の場合、都道府県及び政令指定都市、中核市から認可を受けることが必要です。一方、保育所型認定こども園の場合は、都道府県から、保育所としての認可と幼稚園機能を有することの認定の2つの認可・認定を受けることが必要です。

(職員の資格)

幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが原則です（但し、新制度施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができる経過措置あり）。

一方、保育所型認定こども園においては、幼稚園教諭の免許と保育士資格を併有していることが望ましいですが、併有することが必須とはなっていません。

(園長の資格)

幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その園長は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者であることが必要です（但し、これと同等の資質を有する者も認める）。

一方、保育所型認定こども園の園長は、特に規定はないが、運営費の基準において、施設長は、「児童福祉事業に2年以上従事した者」又は「同等以上の能力を有すると認められる者」となっています。

なお、幼保連携型認定こども園は学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であることから、園長は1人となります。

(施設設備基準)

幼保連携型認定こども園の認可基準については、新規に策定することとしています。保育所等の既存施設から移行する場合の特例についても定める予定です。

Q 1 1) 保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合、必ずしも1号定員を設定しなくてもよいと聞きましたが、本当ですか。認定こども園であるにもかかわらず、1号定員の設定を必須としないのは何故なのでしょう。

幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設として法令上位置付けられており、3歳以上の子どもに対する教育及び保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に提供する施設であるため、2号定員を設定すれば幼保連携型認定こども園としての最低限の目的は達成することが可能です。このため、1号定員及び3号定員の設定は必須とはしないこととしています。

Q 1 2) 保育所型であっても、認定こども園になった場合には、保育を必要とする子どもについても直接契約となるのですか。

認定こども園は類型に関わらず、施設の設置者と保護者との直接契約となるので、保育所型認定こども園の保育を必要とする子どもについても、市町村の利用調整を経た上で施設の設置者と保護者との直接契約となります。

Q 1 3) 保育標準時間認定の子どもに係る公定価格の水準はどうなるのですか。

新制度における保育標準時間認定の子どもについては、原則的な保育時間を8時間とし

つつ、通勤時間や休憩時間を考慮し、最大で 11 時間の保育を保障することとしています。現行制度においても、11 時間の開所を求めているところですが、これへの対応として

- ①保育所運営費として、保育士の休憩時間を確保する観点や長時間開所に対応する観点から、配置基準上の人数を超えて 1 人常勤保育士を加配しているほか、
- ②延長保育促進事業の基本分としても開所時間の始期・終期の前後の時間帯での保育需要に対応するため、11 時間の開所時間内に保育士（常勤 1 人相当）を加配するための補助を行っているところです。

新制度においては、現行制度で措置している常勤保育士 1 人分の加配を継続するとともに、開所時間の範囲内にもかかわらず延長保育の一部とされて分かりにくいと指摘されている延長保育基本分として措置されている常勤職員 1 人分に相当する費用を基本的な給付費・委託費の中に組み入れる形で整理し直すこととしています。

さらに、これらに加えて、保育士の勤務シフトを組みやすくし、保育士の負担軽減、保育士確保を促進するため、8 時間を超える 3 時間分の非常勤保育士を加配する措置を講じることとしています。

Q 1 4) 保育短時間認定の子どもに係る公定価格の水準はどうなるのですか。

職員の勤務体制等を考慮し、現行の保育所運営費の水準をベースに設定することとしています。

Q 1 5) 保育所に対する施設整備費補助はどうなるのですか。また、公定価格における減価償却費加算との関係はどうなるのでしょうか。

保育所に対する施設整備費補助については、新制度においても、改正後の児童福祉法第 56 条の 4 の 3 第 2 項に規定する施設整備補助金の仕組みを維持することとしています。

その上で、施設整備費補助金を受けていない施設については、公定価格の中で施設整備費補助の水準等を踏まえた加算制度を設け、長期間に平準化した形で施設の設置コストに対する支援を行うこととしています。

## 【その他 認定こども園に関すること】

Q 1 6) 認定こども園は土曜や長期休業期間も全て開園する義務があるのですか。また、毎日11時間開所しなければならないのでしょうか。

現行の認定こども園の開園日や開園時間は、保育認定の子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めることとされており、幼稚園型を含む既存3類型については基本的には変更ありません。

新たな幼保連携型認定こども園については、日曜・祝日以外について、1日11時間開園することを原則としつつ、保育の利用希望がない場合など、就労の状況等の地域の実情に応じ、各施設の判断で弾力的に運用することを可能としています。

なお、公定価格の取扱いにおいて、常態的に土曜日を閉所する場合については、公定価格の減額調整を行うこととなります。また、保育標準時間認定の子どもが11時間の利用を必要とする場合には、施設型給付の範囲内で対応することが必要となります。

Q 1 7) 認定こども園は3歳未満児を受け入れなければならないのですか。

認定こども園において受け入れる子どもの対象年齢については、例えば満3歳以上児のみを入園対象とすることなど、各園の判断で設定することができます。

Q 1 8) 認定こども園においては、保育認定子どもを選考し、直接契約することができなくなるのですか。

認定こども園においては、保育認定子どもも含め、施設の設置者と保護者の直接契約となります。具体的には、保護者は市町村に施設利用希望の申込みを行い、市町村による保育の必要度に応じた利用調整を経た上で、施設の設置者と直接契約することとなります。

なお、園が自ら直接選考することは原則としてできなくなるものの、保護者は施設利用の申し込みに当たって、各施設の教育・保育の方針、内容等の情報に基づき、必要に応じて複数の施設の説明を受けたうえで施設を選択し、申込みを行うこととなることから、各園の教育・保育の方針等に賛同した保護者が利用申込みをすることになるものと考えられます。

Q19) 今回、幼稚園の公定価格上の職員配置基準として、4・5歳児については30:1、3歳児については20:1とする方針が示されましたが、従来、35:1と定められていた認定こども園の短時間利用児の職員配置基準の取扱いはどうなるのですか。

すべての認定こども園の類型について、公定価格上の配置基準は30:1、20:1とした上で、それに満たないものは調整措置を講じることになります。

※ なお、児童福祉施設設備運営基準の認定こども園の短時間利用児に関する職員配置基準は削除する予定。

Q20) 幼保連携型認定こども園とそれ以外の類型の認定こども園では公定価格に差は設けられるのですか。

いずれの類型の認定こども園についても、公定価格に関係する職員配置や食事の提供等の国が定める基準に大きな違いはないことから、公定価格も基本的には同じになります。ただし、国が参酌基準として定める基準に関して、国の基準よりも低い基準を条例で定めて、当該低い基準で運営がなされる等の場合は、減額調整をすることとなります。

Q21) 認定こども園において給食の実施は義務づけられるのですか。

幼保連携型認定こども園においては、保育認定（いわゆる2号・3号認定）子どもについては食事の提供を行うことが必要です（教育標準時間認定（いわゆる1号認定）子どもについては施設の任意）。

食事の提供にあたっては自園調理が原則ですが、満3歳以上の子どもについては一定の条件下で外部搬入が可能です。その場合は、独立した調理室でなく、現行の保育所と同様、加熱、保存等の調理機能を有する設備で代替可能です。また、自園調理による食事提供対象人数（1号認定子どもに食事の提供を行う場合は、当該1号認定子どもの数も含む）が20人未満の場合は、独立した調理室ではなく、必要な調理設備で代替可能です。

また、保護者が希望する場合や行事の日などにおいては、弁当持参による対応が認められます。

なお、幼保連携型以外の認定こども園の3類型については、各都道府県の条例等により、これと異なる基準となっている場合があります。



Q 2 2) 幼保連携型認定こども園を運営する法人の一本化に伴い転籍する職員の退職金はどのようなのですか。

現在の退職金に係る共済制度については、社会福祉法人については医療福祉機構の退職手当共済制度の対象となり、学校法人については各都道府県に設けられている私学退職金団体の退職金共済制度の対象となっています。既存の幼保連携型認定こども園が、新制度の幼保連携型認定こども園となるため、新制度の施行までに学校法人又は社会福祉法人に一本化する際に、現行制度では、両制度間における勤続年数の通算が認められておらず、法人間の転籍に際し、職員を一旦退職させて退職手当を支給する取扱いとなることから、勤続年数が通算できずに職員が不利益を受けるといった問題があります。

この問題については、幼保連携型認定こども園を設置するために法人を一本化する場合には、従来から加入していた医療福祉機構又は私学退職金団体の制度に引き続き加入することができるよう、法令上又は規約等の手当を行うことで対応できないか、検討を進めているところです。できるだけ早期に検討結果についてお示しできるようにしたいと考えています。

なお、医療保険（短期給付）や年金保険（長期給付）については、学校法人は私学共済、社会福祉法人は健康保険と厚生年金に加入することとなり、年金保険の被保険者期間は通算されることとなります。

#### 【一時預かり事業に関すること】

Q 2 3) 保育緊急確保事業における一時預かり事業では、どのような内容の充実が図られるのですか。

一時預かり事業においては、現在、保育所型、地域密着型、地域密着Ⅱ型について小規模な施設が多いことを踏まえ、保育所等の職員の支援を受けられる場合には担当保育士を一人以上とすることができる等の見直しを行い、「一般型」へ再編するとともに、年間延べ利用児童数が少ない施設に対する補助単価の改善を行いました。

また、保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時預かり事業として受け入れることができる「余裕活用型」を創設しました。

さらに、事業開始にあたり必要となる改修等の費用や準備のための賃借料を補助する「開設準備費」を創設し事業の充実を図っています。

なお、平成27年度に施行予定の新制度においては、現行の幼稚園における預かり保育と同様、園児を主な対象として実施する幼稚園型、児童の居宅において一時預かりを実施する訪問型を創設し、さらなる事業の充実を図る方向で検討しています。

## 【利用者支援事業に関すること】

Q 2 4) 利用者支援事業の創設に伴い、地域子育て支援拠点事業はどのようなのですか。

これまでの地域子育て支援拠点事業の「地域機能強化型」の機能を、実施内容等について拡充し、利用者支援事業に発展的に移行することとしています。したがって、利用者支援事業は、地域子育て支援拠点事業とは別に財政支援を行います。同じ事業者で両事業を行っていただく場合は、事業の運営にあたって、それぞれの事業の担当の方が相互に協力しあうとともに、事業の円滑な実施のために一体的な体制を構築していただきたいと考えています。

Q 2 5) 地域子育て支援拠点事業「地域機能強化型」の「地域支援」機能は利用者支援事業に引き継がれるのですか。

これまでは、「地域機能強化型」において「地域支援」として、多世代間交流の促進、地域のボランティアやサークルの育成・協働、訪問支援等の地域の子育て支援機能を促進する活動の支援を行ってきました。利用者支援事業においては、この「地域支援」の機能に子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりや地域の子育て資源の育成・開発等の役割を付加した「地域連携」として、拡充させました。従来、「地域機能強化型」において、「地域支援」のみを実施していた地域子育て支援拠点も、可能な限り「利用者支援」の取り組みを併せて実施し、利用者支援事業として実施していただきたいと考えています。

なお、利用者支援事業を実施せずに、地域子育て支援拠点事業のみを実施する場合においても引き続き「地域支援」の取り組みが実施できるようにしていきます。

Q 2 6) 事業に従事するに当たり、職員は必ず研修を受講しなければならないのですか。

事業に従事する職員については、本事業を実施するに当たり共通して必要となる知識や技術を身につけ、かつ常に資質、技能等の維持向上を図るため、都道府県又は市町村が自ら、若しくは委託等により実施する研修を受講していただくこととしています。必要な時期に研修が開催されていないなど何らかの事情で、事前に研修を受講することが困難な場合は、事業に従事しながら研修を受講していただきます。

また、事業者におかれても職員を各種研修会等に積極的に参加させ、その資質、技能等の維持向上を図っていただきたいと考えています。(これらのことは事業実施要綱の留意事項に記載しています。)

なお、現在、研修プログラムのひな形を検討しており、取りまとめ次第、各自治体宛

情報提供させていただく予定です。

Q 27) 今後、事業実施要綱以上に詳しい内容を国から示す予定はありますか。

平成26年2月26日の全国児童福祉主管課長会議において、厚生労働省から事業実施要綱案をお示ししたところですが、平成27年度の本格施行に向けて、更に事業の在り方の詳細等についてお示しできるよう、現在、有識者等のご協力も得ながら、検討していくこととしています。

#### 【放課後児童クラブに関すること】

Q 28) 子ども・子育て支援新制度では、放課後児童クラブについては、どのような内容の充実が図られるのですか。

平成27年度に施行予定の新制度においては、放課後児童クラブの実施か所数についても量の拡充を進めていくこととしています。

また、質を確保する観点から、事業の設備及び運営（職員の資格・員数、施設・設備、児童の集団の規模など）について、国が定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとなります。事業者におかれては、この条例の基準を遵守し、事業を行っていただくこととなります。

なお、新制度の施行に先立ち、平成26年度に実施する保育緊急確保事業では、保護者の利用意向を反映して開所時間の延長を行う放課後児童クラブに対して、追加的な財政支援を行うこととしています。